朝日町空家等対策計画 概要版

第1章 計画の趣旨

[計画の目的]

防災、衛生、景観等に係る地域住民の生活環境の保全を図り、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進することを 目的に、空家法に基づき、本町が取り組むべき空家等対策の基本的な考え方を示すものです。

[計画の位置づけ] 空家法第6条に規定する空家等対策計画

[対象地区] 町内全域

[計画期間] 令和4年度~令和8年度までの5年間

第2章 空家等の現状と課題

- ●現地調査の結果
- ・町内における空家等の総数は 153 戸
- ・管理良好空家等と管理不全空家等が概ね半々であり、特定空家等の候補はない
- ・高齢化率の高い地域で空家等率が高い傾向にある
- ・ごみや雑草木の繁茂が問題となっている空家等が多い
- ●所有者アンケート調査の結果
- ・空家等の発生要因は、相続したが入居していないケースが多い
- ・所有者の6割が高齢者
- ・空家等を利活用する予定がない所有者が多い
- ・管理に負担を感じる人が多い
- ●町民アンケート調査の結果
- ・空家等に対する心配ごとは「老朽化により危険を及ぼす」が7割
- ・空家バンク制度の実施や利活用に関する支援や情報提供を望む声が多い

- ・所有者等の転居
- ・居住者の施設入所
- ・住宅を相続したが居住しない

など

②空家等の発生要因

[所有者の要因] 利活用や除却の意向がない [中古市場の要因]中古住宅のニーズのミスマッチ [地域(立地)の要因]生活利便性が良くない [法制度の要因]更地の固定資産税が高くなる ③長期化・管理不全の要因

■朝日町における空家等の内訳

(R2 現地調査)

特定空家

等の候補

0戸

0%

N=153

・所有者としての意識が低い

管理不

全空家

79戸

51.6%

- ・遠方に住んでおり十分な管理ができない
- ・除却費用・維持管理費用の捻出困難
- ・空家等に関する情報や知識の不足
- ・所有者(相続人)を特定できない など



問題点

近隣への悪影響

地域への悪影響

行政としての対応が困難

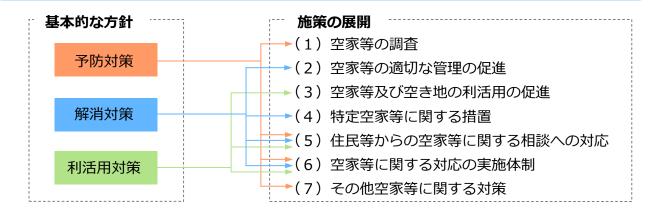
今後の空家等の増加

② 空家等を発生させない予防対策 管理不全空家等の対策 まちづくりと調和した空家等の利活用

第3章 空家等対策の推進

[基本理念]

- 1 移住・定住促進に向けた空家化予防
- 2 良好な住環境の維持に向けた空家等の適切な管理
- 3 ひとの集う魅力あるまちづくりに向けた空家等の利活用
- 4 空家等対策に向けた連携強化



第4章 空家等対策施策の展開

1. 空家等の調査

- (1) 空家等実態調査マニュアル作成
- (2) 空家等情報データベース化
- (3) 日常調査及び定期調査による空家等の 実態把握

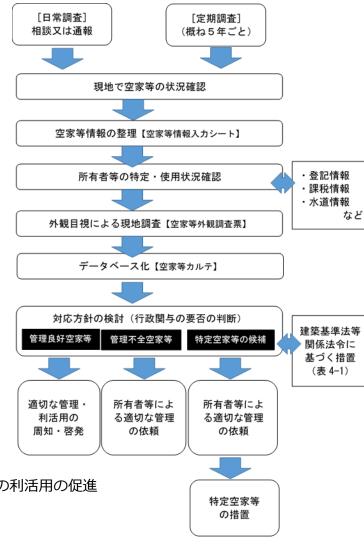
2. 空家等の適切な管理の促進

- (1) 空家等や空家等予備軍の所有者等への意識の啓発
 - ①所有者等への理解や啓発の促進
 - ②単身高齢者等への働きかけ
- (2)空家等の適切な管理の促進
 - ①地域と連携した情報把握や見守り ②適切な管理に向けた対応の強化や支援
 - ③相続登記の推進
- (3) 建替え促進
 - ①木造住宅耐震事業の推進
 - ②固定資産税の負担緩和

3. 空家等及び空き地の利活用の促進

- (1) 中古住宅の流通促進
- ①民間事業者と連携した流通の促進
- ②リフォーム、リノベーションの促進
- (2) 住環境の良質化
 - ①狭あい道路等の対策
- ②適切な住宅市場の形成支援
- ③住みやすい環境づくりの支援
- (3)地域ニーズに応じた空家等や跡地(空き地)の利活用の促進
 - ①地域活性化のための空家等利活用
 - ②寄付制度の検討
 - ③空家等の利活用に関する情報提供

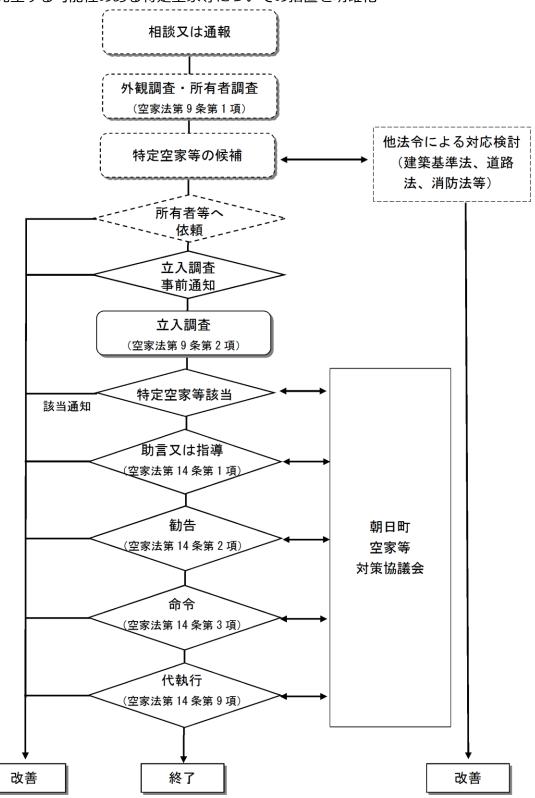
空家等情報データベースの更新および対応



朝日町空家等対策計画 概要版

4. 特定空家等に関する措置

今後発生する可能性のある特定空家等についての措置を明確化



特定空家等とは?

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



5. 住民等からの空家等に関する相談への対応

朝日町役場に窓口を設置するとともに、空き家ネットワークみえと連携し、相談体制を整えます。

■庁内の窓口

相談分野	内容項目	関係課
空家全般	空家全般	産業建設課 059-377- 5658
建築物の維 持管理	建築物の老朽化等、倒壊、脱落など道路等への雑草木の繁茂	産業建設課 059-377- 5658
生活衛生	衛生害虫、隣地への雑草木の繁茂、ゴミの散乱など	町民環境課 059-377- 5653
火災予防	枯草や可燃物の放 置などの火災予防	防災保全課 059-377- 5610

■空き家ネットワークみえ構成団体		
団体名	内容項目	
(公社)三重県宅地建物 取引業協会	売買や賃貸など	
(一社)三重県建築士	建て替え、改修、	
事務所協会	耐震診断など	
二手順土地宏尼河本土人	測量、境界の確	
三重県土地家屋調査士会	認など	
(一社)三重県建設業協会	解体など	
東海税理士会	相続税、所得税、	
三重県支部連合会	固定資産税など	
(一社)三重県不動産	土地や建物の鑑	
鑑定士協会	定評価など	
三重県司法書士会	相続登記など	
三重県行政書士会	契約書、遺言書など	

6. 空家等に関する対応の実施体制

空家等対策の施策の推進するため、朝日町空家等対策協議会及び朝日町空家等対策庁内検討委員会を設 置し、地域住民、庁内関係課、各種関連団体など多様な主体との連携を踏まえ、空家等に関する実施体制を構 築します。

朝日町 空家等対策庁内検討委員会

- ・空家等の適切な管理に関す る問題の解決
- ・町内の空家等の状況把握
- など ・空家等の利活用

協力・連携

協力·連携



地域住民

- ・空家等の見守り、チェック
- ・自治区等で活用

各種関連団体

- ・相談窓口の拡充
- ・専門家の情報提供



相談•対応

(法定) 朝日町空家等対策協議会

- ・空家等対策計画の作成及び変更
- ・空家等の調査及び特定空家等の立入調査の方針

協力·助言

- ・特定空家等に該当するか否かの判断
- ・特定空家等に対する措置の方針

などについての協議

空家等の所有者等

- ・適切な管理
- ・賃貸等で積極活用
- ・除却及び跡地の利活用

など

7. その他空家等に関する対策

今後、人口減少や少子高齢化の進行など周囲の状況が Action【改善】 大きく変わり、空家等に限らず、さまざまな変化が生じてくること が予想されます。本計画が効果的に、着実に実施されるよう、 P D C A サイクルによる取り組み、定期的な見直し及び評価 を随時実施していきます。



Check【事後】

Plan【事前】

Do【実施段階】